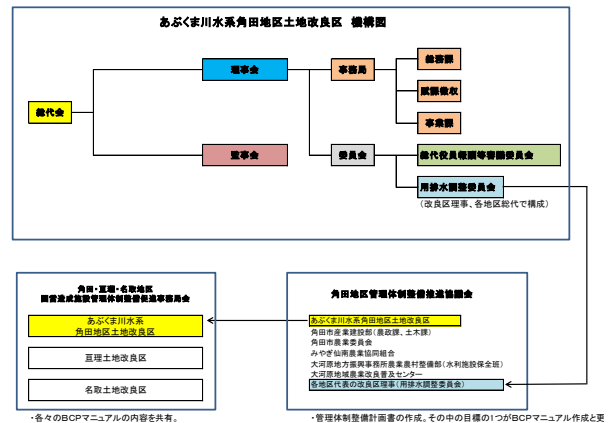


387 災害時のための相互応援体制の構築

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
あぶくま川水系角田地区土地改良区、亘理土地改良区、名取土地改良区 【平成 29 年】	5700150036215 6700150035793 8700150035791	その他事業者 【農業，林業】	宮城県

1 取組の概要

- 宮城県南部の角田地区・亘理地区・名取川地区の土地改良区は、土地改良区のネットワーク及び地域防災対策体制の構築を目的に、「大規模災害時における相互応援に関する協定」を、平成 27 年 2 月に締結した。応援要請した土地改良区に対し、物資提供、機械貸出及び人員や技術者派遣が盛り込まれ、現在、「災害時対応マニュアル」の策定に取り組んでいる。



▲角田地区土地改良区の組織図

2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

三地区内での災害時対応マニュアル作成で近隣改良区間での交流と連携強化(角田地区の事例)

- 本協定は、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を活用し、近隣土地改良区との連携強化と情報連絡体制の構築を目的に締結された。具体的には、防災機能を含めた施設の持つ多面的機能の発揮と適切な管理体制の構築及び改良区間のネットワーク作りのほか、役割分担の明確化等を目的に、県、市、農業委員会、JA、土地改良区、地元代表から構成される角田地区管理体制整備推進協議会内で管理体制整備計画書を作成した。
- 協定締結前は、近隣土地改良区であっても実際には交流が少なく、互いの水利施設の管理方法や管理体制等のほか、業務及び運営方法等の情報が共有されていなかった。また、東日本大震災により甚大な被害を被った亘理及び名取川地区においては、復旧・復興を進める際に、人員と資機材が不足したほか、国の担当者と現場の土地改良区職員との意思疎通の不足等により、復旧への対応に遅れが生じた。このことから、3土地改良区間で「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結するとともに、現在は、3土地改良区間の交流と連携強化を図るため、同マニュアルを作成中である。

土地改良区間で資機材貸出、情報共有と技術者派遣の体制構築

- 本協定は、各土地改良区の保有する資材及び機材の状況や協力体制に関する情報を共有し、応援依頼を受けた土地改良区が、応援要請した土地改良区に対し、物資の提供や機械の貸出のほか、人員や技術者を派遣するものとなっている。このうち、物資や消耗品等の費用は、応援要請した土地改良区で負担するなどの取決めを行っている。なお、協定文書には各土地改良区の

資格保有者一覧表（ポンプ施設管理技術者等）、資材・機材一覧表（発電機、建機等）が付されており、実際に災害が起きたときに参照できるようになっている。

3 取組の平時における利活用の状況

- 連絡手段としては、携帯端末を活用し、掲示板（LINE）にお互いの地区の災害状況の掲載を行っている。強い地震が発生（震度4以上）した際には、施設の点検状況を掲載し、大雨による洪水時には排水機場の稼働状況や冠水被害の有無を掲載している。
- 本掲示板は、平時の土地改良区間における担当者間の業務連絡にも使われており、スムーズに連絡ができています。



▲LINEによる改良区間の情報共有

4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 同マニュアルの作成に当たっては、角田地区では土地改良区の総代と理事で構成される用排水調整委員会を登録し、主要な施設を土地改良区職員が、また、末端部等は用排水調整委員会が点検を行い、異常があった場合は直ちに土地改良区へ連絡する体制をつくっている。

5 防災・減災以外の効果

- この協定の締結以降、定期的に県南3地区会議を行い土地改良区間の情報交換を行っている。これにより、従来の管理方法や業務運営の改善に向けた検討を行えるようになり、管理水準の向上と管理体制の整備が図られた。また、土地改良区間のネットワークの強化も図られ、他土地改良区との連携強化と情報共有をいち早く行えるようになった。

6 現状の課題・今後の展開など

- 現在、大震災を教訓にした土地改良施設用の災害時対応マニュアルを作成中であり、災害時に迅速な復旧・復興を行うため、本協定書の内容も反映する内容とする予定である。現状は災害時対応マニュアル（導入編）を作成している段階で、詳細な内容については、今後協議会及び県南3地区会議内でさらに検討していく。
- 平成27年9月の関東・東北豪雨の際に、角田地区土地改良区管轄内での災害時の対応において、協定内容の実効性について一部課題が残った。今後は、県内8地区間での協定を考えているが、情報共有などについて実効性のある内容となるように検討する。

7 周囲の声

- 土地改良区が管理する用排水路等の農業水利施設は、その適切な保全・管理を通して、地域排水等の防災・減災や環境維持等の公益的な役割も果たし、今後も継続的に維持されることが期待されている。隣接する複数の土地改良区が連携して災害時の応援体制を構築することは、危機管理能力及び組織の運営基盤や職員の技術力の強化にもつながっている。（地方公共団体）